平成２４年（フ）第２７号
埼玉県越谷市花田１丁目35番地４、破産申立時の住所埼玉県春日部市緑町２丁目９番25号
債務者　谷口　正幸
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
埼玉県越谷市大字大竹82番地６
債務者　三上　信男
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
埼玉県越谷市川柳町２丁目255番地３
債務者　田巻恵美子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
埼玉県三郷市戸ケ崎2306番地57
債務者　石川　和美
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
埼玉県春日部市新宿新田235番地42、旧住所埼玉県春日部市増富13番地１　ハイツトウマＢ201号
債務者　本宿　慶章
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
埼玉県春日部市新宿新田235番地42、旧住所埼玉県春日部市増富13番地１　ハイツトウマＢ201号
債務者　本宿　慶仁
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
埼玉県越谷市伊原２丁目15番１号　サンハイムシティ102、旧住所東京都小平市大沼町２丁目876番地の２　佐藤コーポ202号
債務者　佐藤　竜太
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
埼玉県春日部市藤塚2022番地１－３
債務者　山崎　瑞穂
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
埼玉県草加市新善町370番地４
債務者　目黒　利香
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
埼玉県飯能市南町13番11―101号
債務者　宮澤トリ子
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２号
愛媛県大洲市長浜甲230番地の５
債務者　竹村　信行
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第３２８号
札幌市西区八軒２条東３丁目２番４号　琴似パレスＡ－５号
債務者　下田　義信
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９４号
札幌市東区北37条東６丁目３番１―102号
債務者　大原　明美（旧姓野呂田・東）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１２号
札幌市中央区南21条西６丁目１番17―101号
債務者　鹿島　聖子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５２号
札幌市東区北34条東10丁目２番13―105号
債務者　金澤　輝美
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５７号
札幌市東区北37条東４丁目２番10号　サントノーレ北37条502号
債務者　木下　雅美（旧姓笠原）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６４号
札幌市南区藤野４条10丁目７番33号
債務者　齊藤　博文
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２３号
札幌市東区北30条東10丁目５番14号　アンビション札幌東401号
債務者　本間　公浩
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで札幌地方裁判所民事第４部